

周南市営改良住宅条例の一部を改正する条例制定について

周南市営改良住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市営改良住宅条例の一部を改正する条例

周南市営改良住宅条例（平成15年周南市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「以下第4項において同じ。）」を「第4項において同じ。）又は第4項」に改め、同条第4項中「第14条第1項」の次に「又は第4項」を加える。

第6条中「、市営住宅条例第20条第3項中「第1項第1号」とあるのは「前項第1号」と」を削り、「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市営改良住宅条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(家賃額の決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市営住宅条例第14条第1項(ただし書を除く。<u>以下第4項において同じ。</u>)の規定により算出した金額が前項の規定により市長が定めた額に満たない入居者については、市長は、当該差額に相当する額の家賃を減額するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 改良住宅の収入超過者は、市営住宅条例第15条第3項の規定により認定した収入の額が11万4,000円を超え15万8,000円以下である場合は基準限度額に1.3を乗じて得た額、15万8,000円を超え19万1,000円以下である場合は基準限度額に1.5を乗じて得た額、19万1,000円を超える場合は基準限度額に1.8を乗じて得た額(以下「法定上限額」という。)の範囲内で市営住宅条例第14条第1項の規定により算出した金額(当該額が法定上限額を超える場合は法定上限額)と第1項の規定により市長が定めた額との差額に相当する額の付加使用料を支払わなければならない。</p>	<p>(家賃額の決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市営住宅条例第14条第1項(ただし書を除く。<u>第4項において同じ。</u>)又は第4項の規定により算出した金額が前項の規定により市長が定めた額に満たない入居者については、市長は、当該差額に相当する額の家賃を減額するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 改良住宅の収入超過者は、市営住宅条例第15条第3項の規定により認定した収入の額が11万4,000円を超え15万8,000円以下である場合は基準限度額に1.3を乗じて得た額、15万8,000円を超え19万1,000円以下である場合は基準限度額に1.5を乗じて得た額、19万1,000円を超える場合は基準限度額に1.8を乗じて得た額(以下「法定上限額」という。)の範囲内で市営住宅条例第14条第1項<u>又は第4項</u>の規定により算出した金額(当該額が法定上限額を超える場合は法定上限額)と第1項の規定により市長が定めた額との差額に相当する額の付加使用料を支払わなければならない。</p>
<p>(市営住宅条例の規定の準用)</p> <p>第6条 市営住宅条例第8条第1項及び第2項、第11条から第13条まで、第15条(第2項を除く。)、第16条から第19条まで、第20条(第2項を除く。)、第21条から第27条まで、第28条第3項、第29条、第33条、第35条、第40条、第41条、第</p>	<p>(市営住宅条例の規定の準用)</p> <p>第6条 市営住宅条例第8条第1項及び第2項、第11条から第13条まで、第15条(第2項を除く。)、第16条から第19条まで、第20条(第2項を除く。)、第21条から第27条まで、第28条第3項、第29条、第33条、第35条、第40条、第41条、第</p>

現行

62条から第67条まで並びに第69条の規定は、改良住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と、市営住宅条例第17条第1項中「第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項」とあるのは「第41条第1項」と、市営住宅条例第20条第3項中「第1項第1号」とあるのは「前項第1号」と、市営住宅条例第28条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、市営住宅条例第35条第1項中「第14条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは、「周南市営改良住宅条例第5条の規定による家賃の決定、同条例第6条の規定により準用される市営住宅条例第16条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第33条の住宅のあっせん等」と、市営住宅条例第40条第1項、第62条及び第63条中「市営住宅監理員」とあるのは「改良住宅監理員」と読み替えるものとする。

改正案

62条から第67条まで並びに第69条の規定は、改良住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と、市営住宅条例第17条第1項中「第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項」とあるのは「第41条第1項」と、市営住宅条例第28条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、市営住宅条例第35条第1項中「第14条第1項若しくは第4項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは、「周南市営改良住宅条例第5条の規定による家賃の決定、同条例第6条の規定により準用される市営住宅条例第16条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第33条の住宅のあっせん等」と、市営住宅条例第40条第1項、第62条及び第63条中「市営住宅監理員」とあるのは「改良住宅監理員」と読み替えるものとする。